



第183回 定時株主総会 招集ご通知

平成24年12月1日 ▶ 平成25年11月30日

開催日時 平成26年2月26日(水曜日)午前10時

開催場所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 11階ホール
※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照く
ださい。

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名予選の件

日本毛織株式会社
証券コード：3201

目 次

■第183回定時株主総会招集ご通知	1
〈添付書類〉	
■事業報告	2
■連結計算書類	22
■計算書類	25
■監査報告書	29
■株主総会参考書類	33

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ (<http://www.nikke.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

証券コード 3201
平成26年2月4日

株主各位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)
日本毛織株式会社
代表取締役社長 佐藤光由

第183回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第183回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年2月25日(火曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成26年2月26日(水曜日)午前10時
2. 場所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第183期(平成24年12月1日から平成25年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第183期(平成24年12月1日から平成25年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名予選の件
4. その他本招集に関する事項 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)において掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

事業報告

(平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、政府の経済成長戦略や日銀の金融政策への期待感から、円安と株価上昇が進みました。これに伴う景気の緩やかな回復や雇用情勢の改善により、個人消費においては持ち直しの動きが見られた一方で、輸出の下振れは依然として景気を下押しするリスクとなっており、先行き不透明に推移いたしました。

このような情勢のなか、当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第2次中期経営計画（2013～2015年）」を策定し、事業運営におけるシナジー発揮や、スピード感ある事業展開を可能にする組織への見直し、顧客価値の向上・創造やグループ総合力の強化に向け、グループ一丸で取り組んでまいりました。

事業活動の内容としては、衣料繊維事業および産業機材事業においては、ASEAN地域での拠点開発を推し進めました。産業機材事業と人とみらい開発事業が共同して取り組んだソーラー発電事業については「ニッケまちなか発電所 明石土山」（兵庫県加古郡稲美町・明石市）をはじめとしたソーラー発電施設を各地に展開いたしました。また、人とみらい開発事業においては「ニッケ介護村」を中心とした地域密着型の介護施設を積極的に展開し、コンシューマー事業においてはM&Aの実施により新規事業の拡大に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は977億円弱（前期973億円強）、連結経常利益は60億円余（前期54億円余）、連結当期純利益は33億円強（前期32億円強）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

<衣料繊維事業>

「衣料繊維事業」は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、期初からの円安と原毛価格の乱高下も影響し、内外の市況低迷により受注が伸びず、減収となりました。

学校向け制服素材は、入学商戦向けの出荷も前期並みであり、また、来年度の商戦に向けての早期備蓄の受注も前年並みに出荷され、ほぼ前期並みとなりました。

官公庁向け制服素材は、難燃作業服分野での新規受注など好材料はあるものの、予算削減という厳しい環境が影響し、減収となりました。

一般企業向け制服素材は、通信会社、大手私鉄、地方銀行、百貨店制服などの大口受注はありましたが、中小口物件の更改減により、減収となりました。

一般衣料向け素材は、百貨店アパレル向けの受注減により微減収となりました。

海外向け事業は、欧米向けに高品質レディス素材の拡販に注力しましたが、受注の増加には至らず減収となりました。

この結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は412億円強となりました。

＜産業機材事業＞

「産業機材事業」は、ウールから化合織、糸から紐・フェルト・不織布など産業用資材・生活用資材の開発・製造・卸売り、産業用機器の設計・製造・販売および環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを行っております。

産業用資材は、PM2.5の影響により空調用フィルターが好調に推移したほか、自動車向け資材でも回復を見せ始めましたが、家電向け資材などの減収が大きく、全体では減収となりました。

生活用資材は、ラケットスポーツ用品は海外受注の増加により、釣糸は市場の値下げ競争に対して新製品を適切に投入したことが功を奏し、全体で増収となりました。

産業向け機械・計測器は、ソーラー機器関連や、海外ファクトリーオートメーション機器関連などの新規事業が売上げに寄与しましたが、前期後半の受注減と前期における電源・計測器事業からの撤退が影響し、減収となりました。

この結果、産業機材事業の当連結会計年度の売上高は182億円余となりました。

＜人とみらい開発事業＞

「人とみらい開発事業」は、「街づくり」を主眼とした地域共生型のサービス提供および不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）では、併設シネマの客足が回復したことや衣料品の販売が婦人服を除き好調であったことに加え、商業施設運営業務の新規受託が寄与し微増収となりました。一方「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）では、近隣ショッピングセンターの新規オープンなどの影響がありましたが前期並みを維持しました。

不動産事業は、愛知県弥富地区および稲沢地区の新規土地賃貸を開始したことや、前期より事業化に取り組んできたソーラー売電事業を開始したことにより、全体として増収となりました。

スポーツ事業は、テニススクールでは受講生徒数が減少したものの、レッスン料の値上げにより前期並みとなりました。また、ゴルフ練習場・ゴルフコースでは、メガソーラー発電所建設に

備えたゴルフコース（兵庫県加古郡稲美町・明石市）の閉鎖および天候不順による来場者の減少により大幅な減収となりました。

介護事業は、既存デイサービスの利用者数・客単価増に加え、介護付き有料老人ホーム「ニッケあすも一宮」（愛知県一宮市）、小規模多機能型居宅介護施設「ニッケふれあいセンター 犬山」（愛知県犬山市）、同じく「ニッケふれあいセンター 小牧」（愛知県小牧市）、認知症デイサービス「ニッケれんげの家 犬山」（愛知県犬山市）、短期入所生活介護施設「ショートステイニッケかかみ野」（岐阜県各務原市）の新規開業が売上げに寄与したため、大幅な増収となりました。

アミューズメント事業は、飲食部門では勢いを取り戻しつつも、カラオケ部門の不振やテナント入居ビルの耐震工事に伴う休業などが大きく影響したことにより減収となりました。

この結果、人とみらい開発事業の当連結会計年度の売上高は162億円となりました。

<コンシューマー事業>

「コンシューマー事業」は、ブランディングとマーケティングのノウハウを強化した消費財の流通・小売、および拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

寝装事業は、災害用備蓄毛布の販売が堅調に推移するも、需要としては一巡した状況にあり減収となりました。

貿易代行業は、コンテナの輸入設置事業が好調で大幅な増収となりました。

100円ショップ向け卸売事業は、新商品の開発と新規取引先の開拓により増収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場の拡大と、前期に行った新規出店・移転増床に伴う販売台数の増加が全期間で売上げに寄与し増収となりました。

キッズランド事業は、既存3施設が集客を伸ばしたことにより増収となりました。

ビデオレンタル事業は、各店舗の努力が売上げに寄与したことにより、増収となりました。

なお、個人向け保険代理店を営む株式会社ニットファミリーおよびスタンプインクなどの製造・販売を営む株式会社ツキネコが期中より、それぞれ加わり、売上げに寄与しました。

この結果、コンシューマー事業の当連結会計年度の売上高は220億円弱となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 182 期 (平成24年度)	第 183 期 (平成25年度：当連結会計年度)
衣 料 織 維 事 業	41,857	41,264
産 業 機 材 事 業	20,363	18,234
人 と み ら い 開 発 事 業	14,327	16,200
コ ン シ ュ ー マ ー 事 業	20,810	21,978
合 計	97,357	97,677

(注) 第182期は6事業区分にて運営しておりましたので、数値はこれを現4事業区分に組み替えたものです。

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の新規導入や更新などを実施しました。

産業機材事業では、生産設備の新規導入や更新などの他、グループ会社の株式会社ニッケ機械製作所が加古川中央市民病院（仮称）建設に伴い、当社印南工場内に本社工場を新設し移転しました。

人とみらい開発事業では、ソーラー売電事業関連および土地開発関連を中心に設備投資を実施しました。

コンシューマー事業では、新規店舗出店などの設備投資を実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金の一部は外部借入れによりまかないました。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 180 期 (平成22年度)	第 181 期 (平成23年度)	第 182 期 (平成24年度)	第 183 期 (平成25年度:当連結会計年度)
売 上 高	84,831 百万円	87,659 百万円	97,357 百万円	97,677 百万円
経 常 利 益	4,733 百万円	4,942 百万円	5,401 百万円	6,023 百万円
当 期 純 利 益	2,148 百万円	3,102 百万円	3,261 百万円	3,346 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	26円81銭	40円13銭	42円98銭	44円16銭
総 資 産	113,021 百万円	111,392 百万円	117,792 百万円	132,931 百万円
純 資 産	68,998 百万円	67,642 百万円	70,046 百万円	77,485 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	863円44銭	879円84銭	913円10銭	1,010円83銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8. 対処すべき課題

当社グループは、「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第2次中期経営計画（2013～2015年）」を策定し、2013年度を「開発提案元年」と位置づけ、顧客志向の開発強化を徹底いたしました。

本年4月の消費税増税や、エネルギー費上昇など引き続き厳しい経営環境が見込まれますが、今期の結果を真摯に分析しつつ、顧客価値の向上・創造やグループ総合力の強化を加速し、中期経営計画最終年度である2015年度目標の「連結売上高1,000億円以上、連結営業利益70億円以上」を目指してまいります。

なお、事業ごとの取組み状況については、以下のとおりです。

<衣料繊維事業>

消費税増税の影響、原料高製品安など、依然として厳しい事業環境が継続しております。こうした状況のもと、梳毛生産体制の再構築や売糸事業の統合により、グローバルな適地適品生産販売体制を整備してまいりました。引き続き、ユニフォーム事業の基盤強化を図りつつ、テキスタイル事業の収益向上や、素材開発力の強化、海外事業展開にも積極的に取り組んでまいります。

<産業機材事業>

自動車・電気業界におけるグローバル化の発展に伴い、先般進出したタイでの事業展開を中心とした海外事業の更なる拡大を図るとともに、経営の効率化および営業強化を図ってまいります。引き続き、国内外生産販売体制の構造改革による収益向上や新事業・新商材の開発に注力してまいります。

<人とみらい開発事業>

時代の要請が強い再生可能エネルギー・太陽光発電による売電事業として、当社のソーラー施設「ニッケまちなか発電所」の拠点拡大に引き続き積極的に取り組んでまいります。また、介護事業では、多岐にわたるニッケの介護サービスを同一地域で展開する「ニッケ介護村」を中心とした地域密着型の介護施設を積極的に展開してまいります。

<コンシューマー事業>

新規事業として加えたホビークラフト事業（スタンプインク）の更なる収益向上や、通信事業における既存店舗のメガショップ化、キッズランド施設の拠点拡大など、事業規模の拡大と収益向上に取り組んでまいります。

事業環境の変化に機動的に対応でき、強固な事業運営体制を確立するため、グループ総合力の強化を推進し、上記施策の実現に向けて全力を挙げてまいります。「売れるもの作り」や「独自サービス」により、ニッチでリッチな市場を創造し続けることを念頭に置き、中期経営計画の2年目となる2014年度において、顧客ニーズを捉えた高付加価値の商品やサービスを提供できるよう、グループ一丸で取り組んでまいります。

また、このような事業活動を行ううえで信頼の基盤となるのはステークホルダーに対する「誠実な経営」が大前提となることを再認識し、経営理念、企業倫理規範および企業行動基準の更なる浸透を図ってまいります。さらに、経営の透明性・客観性を高めるべく、コーポレートガバナンスの強化・充実に取り組むと同時に、社会地域貢献活動や多様なステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に推進してまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ナ カ ヒ ロ	100百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
ア カ ツ キ 商 事 株 式 会 社	50	100.0	衣料用素材・商品の販売
佐 藤 産 業 株 式 会 社	95	50.1	同 上
大 成 毛 織 株 式 会 社	30	100.0	毛 織 物 製 造
株 式 会 社 中 日 毛 織	10	100.0	同 上
青 島 日 毛 織 物 有 限 公 司	3.7百万米ドル	93.2	同 上
江 陰 日 毛 紡 績 有 限 公 司	12	90.0	毛 糸 製 造
ア ン ビ ッ ク 株 式 会 社	100百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
株 式 会 社 ゴ ー セ ン	100	100.0	ス ポ ー ツ 用 品 ・ 釣 糸 ・ 産 業 資 材 の 製 造 販 売
株 式 会 社 ニ ッ ケ 機 械 製 作 所	50	100.0	産 業 向 け 機 械 の 製 造 販 売
ニ ッ ケ 不 動 産 株 式 会 社	30	100.0	建 設 ・ 不 動 産
株 式 会 社 ニ ッ ケ レ ジ ャ ー サ ー ビ ス	10	100.0	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
株 式 会 社 ニ ッ ケ ・ ケ ア サ ー ビ ス	10	100.0	介 護 事 業
株 式 会 社 ニ ッ ケ イ ン ド ア テ ニ ス	10	100.0	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
ニ ッ ケ 商 事 株 式 会 社	35	100.0	寝 装 品 ・ 手 編 毛 糸 ・ イ ー ジ ー オ ー ダ ー の 販 売
双 洋 貿 易 株 式 会 社	10	100.0	馬 具 ・ 乗 馬 用 品 の 製 造 販 売 お よ び 貿 易 代 行
株 式 会 社 友 栄	33	100.0	100円ショップ向け雑貨の卸売り
ニ ッ ケ ア ウ デ オ S A D 株 式 会 社	60	100.0	フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 ・ キ ッ ズ ラ ン ド 事 業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社18社を含め43社であり、持分法適用会社は5社であります。

10. 主要な事業内容

事業	主要商品または施設名
衣料繊維事業 毛糸 毛織物 衣料製品	梳毛糸（織糸・ニット糸）、紡毛糸 制服素材（学校向け・官公庁向け・一般企業向け）、 メンズ/レディース向け素材、受託整理加工 スクールセーター、フォーマルスーツ
産業機材事業	不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 スポーツ用品、釣糸、その他産業用資材・生活用資材、 産業向け機械、電子・電気計測器、画像検査機、ソーラー関連機器
人とみらい開発事業 商業施設運営 不動産 スポーツ 介護	ショッピングセンター（ニッケパークタウン、ニッケコルトンプラザ） 賃貸、管理、建設、販売、ソーラー売電 ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、バッティングセンター 介護サービス
コンシューマー事業 通信 アミューズメント 寝装品 イージーオーダー 手編糸 馬具・乗馬用品 その他事業	携帯電話販売 ビデオレンタルショップ、アイスクリームショップ、キッズランド施設、ボウリング場、カラオケ、飲食 毛布、ふとん メンズ/レディース向けスーツのイージーオーダー 手編毛糸 馬具・乗馬用品 貿易代行、100円ショップ向け卸売、荷役・物流作業、保険代理店、各種スタンピング販売

(注) 人とみらい開発事業で取り組んでおりました、アミューズメント事業は、事業環境の変化に迅速に対応するため再編を行い、コンシューマー事業にて展開しております。

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

- ① 営業所 本店 (神戸市中央区) 東京支社 (東京都中央区)
本社事務所 (大阪市中央区)
- ② 工場 印南工場 (兵庫県加古川市) 岐阜工場 (岐阜県各務原市)
一宮第1・第2事業所 (愛知県一宮市)
- ③ 商業施設 ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)
ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)

(2) 子会社

- 株式会社ナカヒロ (大阪市中央区)
- アカツキ商事株式会社 (東京都墨田区)
- アンビック株式会社 (兵庫県姫路市)
- 株式会社ゴーセン (大阪市中央区)

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,604名	21名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均923名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,081百万円
株式会社みずほ銀行	4,414
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,278

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成25年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
 (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
 (3) 株主数 8,509名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,779千株	8.94%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728	4.92
株式会社みずほ銀行	3,728	4.92
株式会社三井住友銀行	3,728	4.92
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.64
帝人株式会社	2,105	2.77
株式会社竹中工務店	2,000	2.63
日本生命保険相互会社	1,965	2.59
ニッケ従業員持株会	1,670	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,475	1.94

(注) 持株比率については、自己株式数（12,709,498株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	佐藤 光 由	社長執行役員
取 締 役	瀬 野 三 郎	専務執行役員 経営戦略センター長 芦森工業株式会社社外監査役
取 締 役	藤 原 典	常務執行役員 産業機材事業本部長 芦森工業株式会社社外取締役
取 締 役	迫 間 満	常務執行役員 衣料繊維事業本部長
○ 取 締 役	富 田 一 弥	常務執行役員 人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業 本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長
取 締 役	竹 村 治	
取 締 役	宮 武 健 次 郎	
○ 取 締 役	大 江 眞 幸	
常 勤 監 査 役	栗 原 信 邦	
常 勤 監 査 役	犬 伏 康 郎	
監 査 役	荒 尾 幸 三	弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役
○ 監 査 役	丹 羽 繁 夫	一般財団法人日本品質保証機構参与

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. ○印は平成25年2月26日開催の第182回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役および監査役であります。

3. 取締役 松村博昭および雀部昌吾の両氏は平成25年2月26日開催の第182回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、監査役 大江眞幸氏は平成25年2月26日開催の第182回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

4. 当事業年度後の取締役の地位および担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤原 典	取締役、常務執行役員 産業機材事業本部長	取締役、常務執行役員 研究開発センター長	平成25年12月1日
迫間 満	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長	取締役、常務執行役員 産業機材事業本部長	平成25年12月1日

5. 取締役 竹村治、宮武健次郎、大江真幸の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 荒尾幸三、丹羽繁夫の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 竹村治、宮武健次郎、大江真幸の各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	160百万円 (9百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	38百万円 (6百万円)	
合計	15名	198百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額14百万円を含んでおります。
2. 報酬等の総額には、平成25年2月26日開催の第182回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
- なお、取締役 大江真幸氏は、第182回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役にそれぞれ記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	役 職	関 係
社外監査役	荒尾幸三	中之島中央法律事務所	弁 護 士	—
		南海電気鉄道株式会社	社 外 監 査 役	—
		株 式 会 社 日 本 触 媒	社 外 監 査 役	—
社外監査役	丹羽繁夫	一般財団法人日本品質保証機構	参 与	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	竹村 治	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	宮武健次郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	大江真幸	当事業年度開催の取締役会12回（但し、平成25年2月26日より前のものについては社外監査役として出席）、および平成25年2月26日より前に開催の監査役会2回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	荒尾幸三	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	丹羽繁夫	平成25年2月26日就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、また監査役会10回すべてに出席し、他の会社における法務部門出身者としての専門的見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 36百万円

財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る財務デューデリジェンス（買収前調査）であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を、経済・社会の情勢を十分に考慮して、下記のとおり決議、運用しております。さらに、変化する環境を睨みながら、内部統制システムそのものの継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制を維持いたします。また、毎期末に既存の内部統制システムの評価を行い、適切に運用されていることを確認して、その結果を取締役会へ報告しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
 - (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
 - (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - (5) 「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、社内イントラネットおよび当社ホームページに掲載して社内外に公開する。全取締役および使用人は配布された「企業倫理ハンドブック」を熟読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
 - (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門および各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
 - (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
 - (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
 - (9) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
 - (2) グループ経営会議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書

ごとに関覧権限を与え、保存および管理する。

- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5. 当社およびそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) ニッケグループ全体のコンプライアンス体制の強化のため、「リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
 - (2) 監査役は取締役会その他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
 - (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は「ニックグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて、各事業領域において重要課題を明確化し、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

株主還元策につきましては、株主の利益を重要な課題の一つと考え経営に取り組み、配当を30年以上にわたり無配・減配することなく実施してまいりました。

コーポレートガバナンスへの取組みにつきましては、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としており、社外取締役の招聘や「アドバイザリーボード」の設置をはじめとした諸施策を不断に実施し、企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得るべく、更なる強化充実に努めております。

社会的責任につきましては、企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることとコンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」が不可欠であるとの認識のもと、全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。また、「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけ、「地球環境委員会」を設置し、CO₂削減を目指すべく「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとした環境保全にも取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには株主の皆様に熟慮に必要な時間を確保するものであり、これによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

（1）本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

（2）本プランの概要

①大規模買付ルールの概要

（i）大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。

（ii）取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします

②大規模買付行為がなされた場合の対応

（i）大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

（ii）大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその

判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

連結貸借対照表

(平成25年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	65,988	流動負債	31,917
現金及び預金	11,936	支払手形及び買掛金	11,498
受取手形及び売掛金	22,818	短期借入金	12,872
商品及び製品	15,217	1年内償還予定の社債	50
仕掛品	7,172	未払法人税等	630
原材料及び貯蔵品	2,648	その他	6,866
繰延税金資産	1,226	固定負債	23,527
その他	5,050	長期借入金	7,756
貸倒引当金	△81	繰延税金負債	4,775
固定資産	66,942	退職給付引当金	3,025
有形固定資産	39,697	役員退職慰労引当金	100
建物及び構築物	23,304	長期預り敷金・保証金	7,362
機械装置及び運搬具	5,847	資産除去債務	337
土地	7,515	その他	169
建設仮勘定	2,431	負債合計	55,445
その他	599	[純資産の部]	
無形固定資産	622	株主資本	70,798
のれん	244	資本金	6,465
その他	377	資本剰余金	4,543
投資その他の資産	26,622	利益剰余金	67,402
投資有価証券	21,296	自己株式	△7,613
長期貸付金	211	その他の包括利益累計額	5,791
破産更生債権等	112	その他有価証券評価差額金	5,176
長期前払費用	312	繰延ヘッジ損益	64
前払年金費用	2,293	為替換算調整勘定	550
繰延税金資産	363	少数株主持分	895
その他	2,159	純資産合計	77,485
貸倒引当金	△127	負債及び純資産合計	132,931
資産合計	132,931		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高		97,677
売 上 原 価	価		75,331
売 上 総 利 益	益		22,346
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		16,749
営 業 外 利 益	益		5,596
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	金	472	
為 替 差 益	益	353	
そ の 他	他	334	1,160
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	188	
そ の 他	他	545	733
特 別 利 益	益		6,023
特 別 利 益	益		
負 の の れ ん 発 生 益	益	582	582
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 処 分 損	損	40	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	203	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	損	116	
減 損 損 失	失	54	
事 業 構 造 改 善 費 用	用	808	1,222
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益		5,384
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	1,103	
法 人 税 等 調 整 額	額	852	1,955
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	益		3,428
少 数 株 主 利 益	益		81
当 期 純 利 益	益		3,346

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年12月1日残高	6,465	4,543	65,432	△7,574	68,867
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,364	-	△1,364
当期純利益	-	-	3,346	-	3,346
自己株式の取得	-	-	-	△20	△20
自己株式の処分	-	0	-	0	0
連結子会社の増加による減少	-	-	△12	-	△12
持分法適用非連結会社の増加による増加	-	-	-	△18	△18
連結会計年度中の変動額合計	-	0	1,970	△38	1,931
平成25年11月30日残高	6,465	4,543	67,402	△7,613	70,798

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換 算定 勘 定	その他の包 括利益累 計額合 計		
平成24年12月1日残高	522	18	△196	343	835	70,046
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	4,653	46	747	5,447	60	-
連結会計年度中の変動額合計	4,653	46	747	5,447	60	7,439
平成25年11月30日残高	5,176	64	550	5,791	895	77,485

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表
(平成25年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	35,247	流動負債	13,874
現金及び預金	4,421	支払手形	586
受取手形	957	買掛金	1,383
売掛金	9,440	短期借入金	5,561
商品及び製品	5,749	未払費用	1,623
仕掛品	4,306	未払の預り金	1,136
販売用土地	52	固定負債	2,379
原材料及び貯蔵品	1,256	固定長期借入金	1,202
繰延税金資産	423	長期借入金	16,893
短期貸付金	4,838	繰延税金負債	3,173
前払費用	46	退職給付引当金	4,469
その他の引当金	3,766	長期預り敷金・保証金	1,755
貸倒引当金	△12	資産除去債	7,102
固定資産	61,669	その他の負債	314
有形固定資産	31,118	負債合計	30,767
建物	18,229	[純資産の部]	
構築物	1,908	株主資本	61,135
機械及び装置	3,856	資本金	6,465
車両運搬具	3	資本剰余金	5,104
工具器具及び備品	167	資本準備金	5,064
土地	4,464	その他の資本剰余金	39
建設仮勘定	2,489	自己株式処分差益	39
無形固定資産	137	利益剰余金	57,160
ソフトウェア	89	利益準備金	1,616
その他	48	その他の利益剰余金	55,543
投資その他の資産	30,413	損失補填準備積立金	680
投資有価証券	17,967	配当引当積立金	930
関係会社株	7,050	従業員退職給与基金	1,466
出資	12	圧縮記帳積立金	2,959
関係会社出資金	2,362	特別償却積立金	1,759
長期貸付金	185	別途積立金	37,950
破産更生債権等	762	繰越利益剰余金	9,798
長期前払費用	180	自己株式	△7,594
前払年金費用	2,293	評価・換算差額等	5,014
その他の引当金	361	その他有価証券評価差額金	4,986
貸倒引当金	△762	繰延ヘッジ損益	27
資産合計	96,917	純資産合計	66,149
		負債及び純資産合計	96,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		33,355
売 上 原 価		25,720
売 上 総 利 益		7,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,824
営 業 利 益		2,810
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,529	
そ の 他	520	2,050
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91	
そ の 他	339	430
経 常 利 益		4,429
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	31	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	203	
事 業 構 造 改 善 費 用	246	481
税 引 前 当 期 純 利 益		3,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	141	
法 人 税 等 調 整 額	879	1,021
当 期 純 利 益		2,927

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(平成24年12月1日から
平成25年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自己株式処分差益	資 本 剰 余 金 計 資 合
平成24年12月1日残高	6,465	5,064	39	5,104
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0
積立金の積立	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
平成25年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金				
		そ の 他 利 益 剰 余 金				
	損 失 補 填 準 備 積 立 金	配 当 引 当 積 立 金	従 業 員 退 職 給 与 基 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	
平成24年12月1日残高	1,616	680	930	1,466	2,389	430
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	658	-
積立金の取崩	-	-	-	-	△88	△430
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	570	△430
平成25年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	2,959	-

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
	特 別 償 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成24年12月1日残高	-	37,950	10,134	55,597	△7,574	59,592
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△1,364	△1,364	-	△1,364
当期純利益	-	-	2,927	2,927	-	2,927
自己株式の取得	-	-	-	-	△20	△20
自己株式の処分	-	-	-	-	0	0
積立金の積立	1,759	-	△2,417	-	-	-
積立金の取崩	-	-	519	-	-	-
事業年度中の変動額合計	1,759	-	△335	1,563	△20	1,543
平成25年11月30日残高	1,759	37,950	9,798	57,160	△7,594	61,135

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成24年12月1日残高	480	20	500	60,093
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	4,506	7	4,513	-
事業年度中の変動額合計	4,506	7	4,513	6,056
平成25年11月30日残高	4,986	27	5,014	66,149

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年1月9日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員代表社員 公認会計士 安岐 浩一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年1月9日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安岐 浩一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの第183期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年12月1日から平成25年11月30日までの第183期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役・内部監査部門・内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の実際を調査するとともに各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受けました。
- (6) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年1月10日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 栗原 信 邦 ⑩

常勤監査役 犬伏 康 郎 ⑩

社外監査役 荒尾 幸 三 ⑩

社外監査役 丹羽 繁 夫 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。期末配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額757,693,600円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,363,931,544円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年2月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとうみつよし 佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社取締役社長、社長執行役員（現任）	76,000株
2	せのさぶろう 瀬野三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、グッドライフ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 開発事業本部長兼本店長 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、第1経営戦略センター長兼経営企画室長 平成24年2月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長兼事業開発室長 平成24年12月 当社取締役、専務執行役員 経営戦略センター長 平成25年2月 当社取締役、専務執行役員 経営戦略センター長、取締役会議長（現任） （重要な兼職の状況） 芦森工業株式会社社外監査役	60,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	はさ ま みつる 迫 間 満 (昭和31年11月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年2月 当社スクールユニフォーム部長 平成18年2月 当社執行役員ユニフォーム事業本部長兼スクールユニフォーム部長 平成20年12月 当社執行役員衣料繊維事業本部副本部長兼販売第1部長 平成23年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部長 平成24年2月 当社取締役、常務執行役員衣料繊維事業本部長 平成25年12月 当社取締役、常務執行役員産業機材事業本部長(現任)	39,000株
4	とみ た かず や 富 田 一 弥 (昭和34年4月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長 平成20年12月 当社コミュニティサービス事業部長 平成21年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長 平成23年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 平成24年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 平成25年2月 当社取締役、常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長(現任)	28,000株
5	※ しま づ さだ とし 島 津 貞 敏 (昭和31年5月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年2月 当社ユニフォーム事業本部ビジネスユニフォーム部長 平成20年12月 当社衣料繊維事業本部販売第2部長 平成24年2月 当社経営戦略センター人財戦略室長 平成25年2月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長 平成25年6月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長兼法務IR広報室長 平成25年12月 当社常務執行役員衣料繊維事業本部長兼販売第2部長(現任)	9,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たけむら おさむ 竹村 治 (昭和14年12月7日生)	昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 平成21年2月 当社社外監査役 平成23年2月 当社社外取締役(現任)	一株
7	みやたけ けんじろう 宮武 健次郎 (昭和13年2月16日生)	昭和36年3月 大日本製薬株式会社入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年10月 大日本住友製薬株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 大日本住友製薬株式会社相談役	一株
8	おおえ まさき 大江 眞幸 (昭和16年12月3日生)	昭和39年3月 日本生命保険相互会社入社 平成3年7月 同社常勤監査役 平成9年5月 大阪商業信用組合理事長 平成16年6月 新星和不動産株式会社取締役社長 平成20年2月 当社社外監査役 平成25年2月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※印の候補者は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 竹村治、宮武健次郎および大江眞幸の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。なお、竹村治、宮武健次郎および大江眞幸の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。当社は3氏の再選が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
①竹村治氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
②宮武健次郎氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
③大江眞幸氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者 竹村治、宮武健次郎および大江眞幸の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

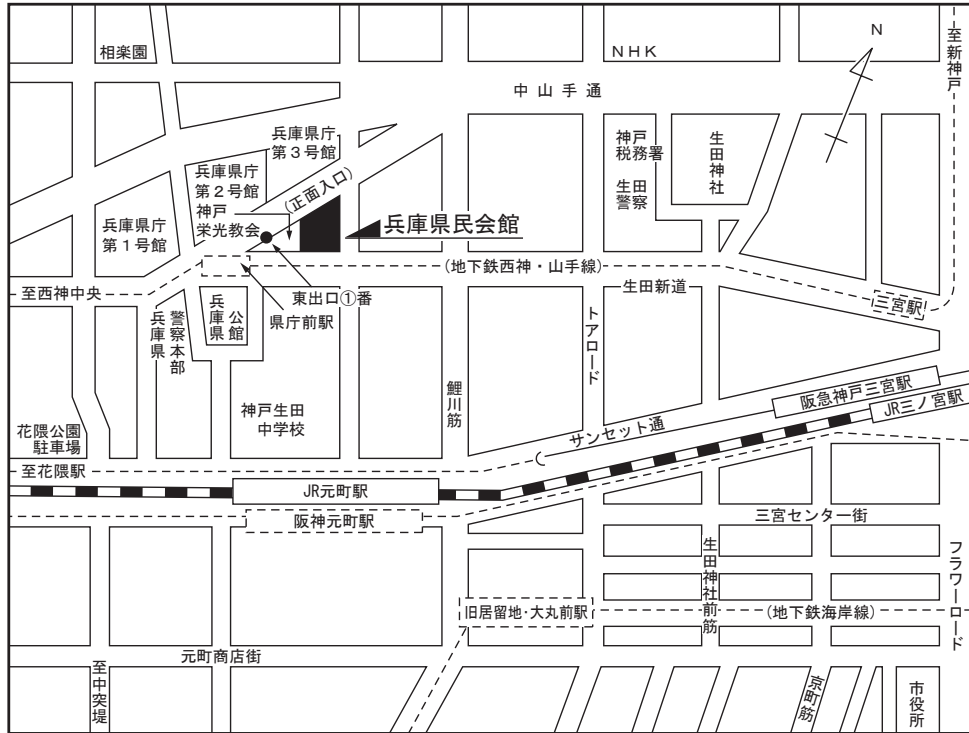
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なか せ まもる 中 瀬 守 (昭和23年10月20日生)	昭和55年4月 公認会計士登録 昭和56年5月 公認会計士 中瀬守 事務所開業（現任） 平成3年6月 株式会社シーエスマネジメント設立 代表取締役就任（現任） 平成17年6月 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役 平成22年9月 誠光監査法人代表社員（現任） 平成23年2月 当社補欠監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスマネジメント代表取締役 誠光監査法人代表社員	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中瀬守氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
中瀬守氏は、公認会計士としての経験を通じて、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏の補欠監査役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、中瀬守氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

株主総会会場ご案内



会場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分（東出口①番）

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅より 徒歩で約15分



地球環境に配慮し、再生紙と植物油インキを使用しております